

## 熊本県行政文書管理規程の一部改正について

### 1 報告の経緯

押印を求める手続の見直し並びに令和3年度の組織改編に伴い、熊本県行政文書管理規程を令和3年3月31日に改正。

今回の改正は行政文書の管理方法の変更ではなく、形式的な変更であることから、今回の委員会に事後報告するものである。

### 2 改正の概要

(1) 職員等に押印を求める行政手続を見直し、これらの者の負担を軽減するため、次のとおり改正を行った。

ア 令和3年3月31日改正 4月1日施行

熊本県行政文書管理規程に定める郵便物の受領に関し、柔軟な手続とするため、押印以外の手段による確認を可能とする。(第18条)

(2) 組織改編に伴い次のとおり改正を行った。

ア 令和3年3月31日改正、4月1日施行

新型コロナウイルス感染症対策室の廃止等に伴う文書管理者の規定等の改正

イ 令和3年3月31日改正、4月1日施行

川辺川ダム総合対策課、熊本県県央広域本部土木部災害復興課の廃止等に伴う別表の改正

ウ 令和3年3月31日改正、4月1日施行

熊本県県南広域本部芦北地域振興局工務課の再編に伴う別表の改正

エ 令和3年3月31日改正、4月1日施行

熊本県県南広域本部球磨地域振興局工務課の再編に伴う別表の改正

### 3 改正点

別添「熊本県行政文書管理規程新旧対照表」のとおり

資料 2 - 2